

『終活のすすめ、確かなものをのこすために』

身寄りがない方から、「私には身寄りがありません。私が亡くなった後、これまで築いた財産は、どうになってしまうのでしょうか？」というご相談を受けることがあります。

残された財産を引き継がれる方がいない場合、最終的に国庫に帰属してしまうというケースも少なくありません。そこで、当事務所では、これまで築かれた財産を、「自分らしく活用し、役立てたい！」というお客様のニーズに応えるべく、多様かつ適切なリーガルサービスを提供できるようチームを構成し、日々研鑽しています。以下、旅立ちの準備のために行っている当事務所のサービスの一部をご紹介します。

■法律相談

法的な不安から解放され、残りの人生を安心して過ごせるよう、弁護士がご相談に応じ、お客様に必要、適切なアドバイスを差し上げます。

■遺言作成

お客様のご希望をじっくりとお伺いし、残される財産をお客様の遺志に沿って活用できる遺言作成を行います。

■遺言執行

遺産相続におけるトラブルを防止するため、弁護士が、遺言執行者として、お客様の作成された遺言の内容を正確かつ速やかに実現させます。

■その他サポート

病院や、介護施設への入居の際など、身寄りのないお客様の財産管理のサポート、身元保証のご相談、その他各種サービスを受ける際の契約についても、弁護士がサポートいたします。その他にも、お客様をサポートする様々なサービスをご提供させていただきますので、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

弁護士法人 原後綜合法律事務所

主事務所 〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番1号 四谷三菱ビル5階

TEL 03-3341-5402 FAX 03-3359-5975

立川事務所 〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-11-8 ドゥエールエモン102

TEL 042-512-5786 FAX 042-512-5789